

掛川市意見公募手続の概要

1 意見公募手続とは

市の重要な計画や条例などを策定する際、案の段階で公表し、その案に対する意見等を一定のルールに基づいて募集します。そして、寄せられた意見等を考慮しながら最終案を決定するとともに、寄せられた意見等に対する市の考え方も併せて公表していく一連の手続をいいます。

2 制度の目的

①市政運営における公正の確保と透明性の向上、②市政に対する市民等の参画の推進を図ること、の2点です。

3 意見等を提出できる方

市内、市外在住のどなたでも提出できます。

4 対象となる政策等

対象となる政策等は以下のとおりです。

- (1) 市の基本的な制度を定める条例
 - ・自治基本条例、情報公開条例、行政手続条例、住民投票条例等
- (2) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例
 - ・廃棄物の処理及び清掃に関する条例等
- (3) 広く市民等に義務を課したり、権利を制限する条例
 - ・自転車等の放置防止に関する条例、飼い犬条例等
- (4) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える規則その他の規程
 - ・土地利用事業の適正化に関する指導要綱等
- (5) 市の基本的政策を定める計画、個別行政分野において広く市民生活に影響を与える施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画
 - ・総合計画、男女共同参画行動計画、地域福祉計画等
- (6) その他必要と認めるもの
 - ・各種宣言等

5 適用除外となるもの

次の場合は、対象から除外します。

- (1) 緊急を要する場合
例：手続期間の経過などにより、政策等の効果が損なわれる場合
- (2) 金銭徴収に関する条例
例：手数料条例、税条例など

- (3) 金銭徴収に関する条例の制定や改正により必要となる規則や規程
例：税条例施行規則など
- (4) 補助金及び助成金等の算出根拠となる規則等
例：補助金等交付規則、〇〇補助金交付要綱など
- (5) 各種法令や静岡県事務処理の特例に関する条例等による事務が市に権限移譲された場合
- (6) 他の機関と同じ条例及び規則
例：情報公開条例施行規則→教育委員会が保有する公文書に係る情報公開条例施行規則
- (7) 法令等の規定により運用する規則等
例：生活保護法施行細則、老人福祉法施行細則など
- (8) 法令等の規定の削除により廃止する場合
- (9) 軽微な変更をする場合
例：法改正に伴う根拠条文の条項ずれの整理など政策の内容に大きく影響を与えない場合
- (10) 法令等に意見公募手続が義務付けられている場合
例：都市計画決定などで、公告や公聴会開催等の手続が定められている場合
- (11) 直接請求によって制定する条例案
理由：すでに市民の意見が反映されたものであり、請求を受理した日から20日以内に議会を招集するとともに、意見を付けて議会に付議しなければならないため。

6 事前周知

政策等の案の公表を行うときは、基本政策等の案の名称、概要、意見の提出方法、提出期間、案の公示の方法、問い合わせ先等について事前に広く周知します。

7 案の公表

当該政策等の案の公表方法は、担当課、情報公開コーナーその他で、閲覧及び配付します。また、市のホームページにも掲載します。

8 意見等の募集及び提出方法

案を公表してから30日以上を意見募集（意見提出）期間とします。

提出方法は、担当課などへの持参、郵便、ファックス、電子メール等とします。

意見を提出する場合は、提出者には住所、氏名及び連絡先を明記していただきます。

9 提出された意見の取扱い

提出された意見等を考慮の上、政策等の決定を行います。なお、決定を行ったときには、提出された意見等とそれに対する市の考え方を公表します。

意見公募手続により提出された意見がすべて採用されるとは限りません。また、原則として、意見提出者1人1人に直接回答はしません。

10 一覧表の作成

意見公募手続を実施している案件や実施状況については、市のホームページ上に公開しています。